

特定商取引法に基づく表記

1.特定商取引に関する法律に基づく表記

事業者名 AGELESS GOLF LAB & FITNESS

運営責任者 井上 彌彦

所在地 〒520-1221 滋賀県高島市安曇川町青柳 1838

MAIL ageless@adogawasportscenter.com

お問合せ受付時間 平日 12:00～18:00

2.販売価格(ご入会時初期費用)

- ・店舗が定める月会費

3.販売価格、送料等以外に購入者等が負担すべき金額

- ・消費税
- ・お申し込みに関わる通信費用・店舗までの交通費等の実費

4.商品の引渡時期、役務の提供時期

1. ご利用開始日、初回お支払額をシミュレーション
2. 利用規約への同意およびお客様の情報入力
3. クレジットカード決済

※送信される個人情報・クレジットカード情報は暗号化されますので、安心してご利用いただけます。

4. ご希望のご利用開始日よりご利用可能

5.代金(入会時初期費用)の支払時期、方法

- ・支払方法…クレジットカード決済
- ・支払時期…入会時、翌月以降毎月 20 日請求

6.商品(指定権利)の売買契約の申し込みの撤回又は解除に関する事項

- ・会費納入について

1. お支払いただいた会費、その他の費用は、理由のいかんを問わず返還しません。

2. 会員が自己都合により会費等の全部または一部を滞納した場合には、強制退会となることがあります。また、滞納分については全額現金または店舗が指定した方法で支払わなくてはなりません。

- ・退会手続きについて

1. 会員は、当社所定の手続きを行った上で、希望する月の月末をもって退会することができます。この手続きは、原則として当社の指定する電磁的方法によるものとし、当社所定の退会フォームに入力をおこない、当社の受領確認をもって退会となります。

2. 退会手続は、退会を希望する月の 10 日までに行うものとし、その場合、当該月の末日をもって退会となります。各月の 11 日以降に退会手続がとられた場合は、翌月の末日をもって退会となります。
3. 退会手続が完了しない間は、クラブの利用がない場合でも通常の会費等が発生します。
4. 会費等の未納分がある場合には、退会手続と同時に完納しなければなりません。

7. 返金にかかわる債務

返金にかかわる当社債務には利息を付しません。

8. 特定商取引に関する基づく前払式通信販売の承諾等の通知（特定商取引法第 13 条）

「前払式通信販売の承諾等の通知(特定商取引法第 13 条)」に従い、お申し込みの諾否など、次の事項を記載した内容を、メール送信させていただきます。

1. 申し込みの承諾の有無
2. 代金（対価）を受け取る前に申し込みの承諾の有無を通知しているときには、その旨
3. 事業者の氏名（名称）、住所、電話番号
4. 受領した金銭の額（それ以前にも金銭を受け取っているときには、その合計額）
5. 当該金銭を受け取った年月日
6. 申し込みを受けた商品とその数量（権利、役務の種類）
7. 承諾するときには、商品の引渡時期（権利の移転時期、役務の提供時期）